並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十九号及び第四十号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）			
第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
第十三条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十九号及び第四十号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
第三十六条第七号に掲げる事務	東北地方環境事務所 福島地方環境事務所及び県北支所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域	（略）
	中部地方環境事務所 近畿地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域 国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域	（略）
		岩手県及び宮城県内の区域	（略）

並びに第十四条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号については国立公園に係るものを、第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）			
第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務（第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
第十三条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
第三十六条第七号に掲げる事務	東北地方環境事務所 福島地方環境事務所及び県北支所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域	（略）
	中部地方環境事務所 近畿地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域 国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域	（略）
		岩手県及び宮城県内の区域	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により同法の施行の日に登録を受けたものとみなされた個体等（この省令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下この項において「改正省令」という。）第十一条第三項各号に掲げる種の生きている個体であって、個体識別措置が講じられていないものに限る。）については、その登録の更新を受けるまでの間は、改正省令第十一条第七項第二号ヘ、同条第九項第二号ニ及び同条第十項第二号ヘ、第十一条の二第一項第二号ヘ並びに第十二条第一項第二号への規定は、適用しない。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。